

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

(別紙)

改 正 後				現 行			
別 紙				別 紙			
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱				社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱			
第 1 (略)				第 1 (略)			
第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 (交付の目的)				第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 (交付の目的)			
1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金(以下第2において「整備費補助金」という。)は、「生活保護法」(昭和25年法律第144号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助するとともに、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)</u>の規定に基づき、都道府県又は指定都市が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。				1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金(以下第2において「整備費補助金」という。)は、「生活保護法」(昭和25年法律第144号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助するとともに、<u>売春防止法(昭和31年法律第118号)</u>の規定に基づき、都道府県又は指定都市が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。			
(定 義)				(定 義)			
2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。				2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1)～(9)(略)				(1)～(9)(略)			
(10) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u>	一時保護所 <u>女性自立支援施設</u>			(10) <u>売春防止法(昭和31年法律第118号)</u>	一時保護所 <u>婦人保護施設</u>		

改 正 後							現 行						
<u>する法律(令和4年法律第52号)第9条第6項</u>に基づく要保護女子を一時保護する一時保護所、<u>同法第12条</u>に基づく要保護女子を収容保護するための<u>女性自立支援施設</u> (11) (略)							<u>号)第34条第5項</u>に基づく要保護女子を一時保護する一時保護所、<u>同法第36条</u>に基づく要保護女子を収容保護するための<u>婦人保護施設</u> (11) (略)						
3 (1)～(6) (略) (交付の対象) 4 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業							3 (1)～(6) (略) (交付の対象) 4 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業						
①施設の 種類	②設置 根拠等	③設置 者	④補助 根拠等	⑤補助者	⑥県補 助率	⑦国庫 補 助 率	①施設の 種類	②設置 根拠等	③設置 者	④補助 根拠等	⑤補助者	⑥県補 助率	⑦国庫 補 助 率
(1)～(9) (略)							(1)～(9) (略)						
(10) <u>女性</u>	<u>困難な</u>	社会福	予算措	都道府県	3／4	2／3	(10) <u>婦人</u>	<u>売春防</u>	社会福	予算措	都道府県	3／4	2／3

改 正 後						現 行					
自立支援施設	問題を抱える女性への支援に関する法律第12条	社法人	置			保護施設	止法第36条	社法人	置		
(11) (略)						(11) (略)					
(2) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業						(2) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業					
①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率			①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率		
(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設						(1) 売春防止法に基づく施設					
ア 女性相談支援センター一時保護所	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第6項	都道府県 指定都市	1 / 2			ア 婦人相談所一時保護所	売春防止法第34条第5項	都道府県 指定都市	1 / 2		
イ 女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条	都道府県	1 / 2			イ 婦人保護施設	売春防止法第36条	都道府県	1 / 2		
5 (略)						5 (略)					

改 正 後	現 行
(交付額の算定方法) 6 (1) ア～ウ (略) エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。 (ア)～(イ) (略) (ウ) 地域交流スペースに係る基準額 a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合(b の場合を除く。) <u>30,500</u> 千円(初度設備相当を併せて整備する場合は <u>32,130</u> 千円) b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合 <u>42,580</u> 千円(初度設備相当を併せて整備する場合は <u>44,210</u> 千円) c 防災拠点型地域交流スペースの場合(d の場合を除く。) <u>41,400</u> 千円(初度設備相当を併せて整備する場合は <u>45,830</u> 千円) d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う	(交付額の算定方法) 6 (1) ア～ウ (略) エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。 (ア)～(イ) (略) (ウ) 地域交流スペースに係る基準額 a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合(b の場合を除く。) <u>28,300</u> 千円(初度設備相当を併せて整備する場合は <u>29,810</u> 千円) b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合 <u>39,390</u> 千円(初度設備相当を併せて整備する場合は <u>40,900</u> 千円) c 防災拠点型地域交流スペースの場合(d の場合を除く。) <u>38,300</u> 千円(初度設備相当を併せて整備する場合は <u>42,400</u> 千円) d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う

改 正 後				現 行			
場合、<u>58,760</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>63,190</u>千円） （エ）（略） （２）～（４）（略） （国の財政上の特別措置） （５）次のア及びイに定める表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。 ア ４（１）の事業の場合 （ア）創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合 （１）のウ中「４（１）の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「（５）のアの表の③欄に定める県補助率」と、「４（１）の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「（５）のアの表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。 （イ）（ア）以外の施設の場合 （３）のイ中「４（１）の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「（５）のアの表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。				場合、<u>54,360</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>58,460</u>千円） （エ）（略） （２）～（４）（略） （国の財政上の特別措置） （５）次のア及びイに定める表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。 ア ４（１）の事業の場合 （ア）創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合 （１）のウ中「４（１）の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「（５）のアの表の③欄に定める県補助率」と、「４（１）の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「（５）のアの表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。 （イ）（ア）以外の施設の場合 （３）のイ中「４の（１）表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「（５）のアの表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。			
区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県 補 助 率 ③	国 庫 補 助 率 ④	区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県 補 助 率 ③	国 庫 補 助 率 ④
ア～ウ（略）				ア～ウ（略）			
エ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措	・ <u>女性相談支援センタ</u> ・ <u>一時保護所</u> ・ <u>女性自立支援施設</u>	5/6	4/5	エ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措	・ <u>婦人相談所一時保護</u> <u>所</u> ・ <u>婦人保護施設</u>	5/6	4/5

改 正 後				現 行			
置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設を整備する場合				置法（平成１４年法律第９２号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１１条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設を整備する場合			
イ ４（２）の事業の場合 （ア）創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合 （２）のア中「４（２）の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「（５）のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。				イ ４（２）の事業の場合 （ア）創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合 （２）のア中「４（２）の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「（５）のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。			

改 正 後			現 行		
(イ) (ア) 以外の施設の場合 (4) のイ中「4 (2) の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5) のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。			(イ) (ア) 以外の施設の場合 (4) のイ中「4 (2) の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5) のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。		
区分 ①	対象施設 の 種 類 ②	国庫補助率 ③	区分 ①	対象施設 の 種 類 ②	国庫補助率 ③
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合	・ <u>女性相談支援センター</u> ・ <u>一時保護所</u> ・ <u>女性自立支援施設</u>	2 / 3	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合	・ <u>婦人相談所一時保護所</u> ・ <u>婦人保護施設</u>	2 / 3
7～15（略）			7～15（略）		

改 正 後			現 行		
別表 1－1 算 定 基 準 【保護施設等の場合（３の（１）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備			別表 1－1 算 定 基 準 【保護施設等の場合（３の（１）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	ア～エ（略） オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和３９年総理府令第３３号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、１施設当たり <u>60,700,000</u> 円を基準額とする。 ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には１施設当	（略）	本体工事費	ア～エ（略） オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和３９年総理府令第３３号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、１施設当たり <u>56,200,000</u> 円を基準額とする。 ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には１施設当	（略）

改 正 後			現 行		
	り <u>67,500,000</u> 円を基準額とする。 耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>60,700,000</u>」を「<u>80,700,000</u>」、 「<u>67,500,000</u>」を「<u>89,600,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。 〈対象施設〉 救護施設、更生施設 力 (略)			り <u>62,500,000</u> 円を基準額とする。 耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>56,200,000</u>」を「<u>74,700,000</u>」、 「<u>62,500,000</u>」を「<u>83,000,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。 〈対象施設〉 救護施設、更生施設 力 (略)	
以下、表 (略)			以下、表 (略)		

改 正 後	現 行
別表 1－2（略）	別表 1－2（略）

改 正 後			現 行		
別表 1－3 算 定 基 準 【 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u> に基づく施設の場合（３の（６）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備			別表 1－3 算 定 基 準 【 <u>売春防止法</u> に基づく施設の場合（３の（６）に掲げる施設）】 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	ア～オ（略） カ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和３９年総理府令第３３号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、別表４－３に定める基準額を加算する。 〈対象施設〉 <u>女性自立支援施設</u> キ（略）	（略）	本体工事費	ア～オ（略） カ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和３９年総理府令第３３号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、別表４－３に定める基準額を加算する。 〈対象施設〉 <u>婦人保護施設</u> キ（略）	（略）
余裕教室活用促進事業	余裕教室を <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第５２</u>	（１）～（５）（略）	余裕教室活用促進事業	余裕教室を <u>売春防止法（昭和３１年法律第１１８号）第３４条第５項</u> に基づく要保	（１）～（５）（略）

改 正 後			現 行		
	号)第9条第6項に基づく要保護女子を一時保護する施設及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(令和2年12月9日2文科施第281号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知)に規定されている「報告事項」に該当する施設に改築する場合は、別表4-3に定める基準額とする。			護女子を一時保護する施設及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(令和2年12月9日2文科施第281号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知)に規定されている「報告事項」に該当する施設に改築する場合は、別表4-3に定める基準額とする。	
以下、表(略)			以下、表(略)		

改 正 後			現 行		
別表 1－4			別表 1－4		
算 定 基 準			算 定 基 準		
【 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u> に基づく施設の場合（３の（６）に掲げる施設）】			【 <u>売春防止法</u> に基づく施設の場合（３の（６）に掲げる施設）】		
耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）			耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
以 下 、 表 （略）			以 下 、 表 （略）		

改 正 後			現 行		
別表 1－5			別表 1－5		
算 定 基 準			算 定 基 準		
【 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u> に基づく施設の場合（３の（６）に掲げる施設）】			【 <u>売春防止法</u> に基づく施設の場合（３の（６）に掲げる施設）】		
（別表 1－３ 及び 別表 1－４ に掲げる整備以外の事業）			（別表 1－３ 及び 別表 1－４ に掲げる整備以外の事業）		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
以 下 、 表 （略）			以 下 、 表 （略）		

改 正 後	現 行
別表 1－6（略）	別表 1－6（略）

改 正 後				現 行			
別表2－1				別表2－1			
令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価				令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価			
(単位:円)				(単位:円)			
施 設 の 種 類				施 設 の 種 類			
救護施設	本体	都市部	7,020,000	救護施設	本体	都市部	6,510,000
		標準	6,690,000			標準	6,200,000
		初度設備加算				102,000	初度設備加算
	個室整備加算	都市部	491,000	個室整備加算	都市部	454,000	
		標準	468,000		標準	433,000	
更生施設	本体	都市部	7,020,000	更生施設	本体	都市部	6,510,000
		標準	6,690,000			標準	6,200,000
		初度設備加算				102,000	初度設備加算
	個室整備加算	都市部	491,000	個室整備加算	都市部	454,000	
		標準	468,000		標準	433,000	
授産施設	都市部	3,030,000	授産施設	都市部	2,800,000		
	標準	2,880,000		標準	2,670,000		
	初度設備加算			102,000	初度設備加算		95,000
宿所提供施設	都市部	2,410,000	宿所提供施設	都市部	2,230,000		
	標準	2,300,000		標準	2,130,000		
	初度設備加算			102,000	初度設備加算		95,000
社会事業授産施設	都市部	3,030,000	社会事業授産施設	都市部	2,800,000		
	標準	2,880,000		標準	2,670,000		
	初度設備加算			102,000	初度設備加算		95,000
日常生活支援住居施設	都市部	2,410,000	日常生活支援住居施設	都市部	2,230,000		
	標準	2,300,000		標準	2,130,000		
	初度設備加算			102,000	初度設備加算		95,000
(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。				(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。			

改 正 後	現 行																										
別表2－2 (耐震化等整備を行う場合) 令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円) <table><tr><td colspan="3">施 設 の 種 類</td></tr><tr><td rowspan="2">救護施設</td><td>都市部</td><td>9,620,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>9,160,000</td></tr><tr><td rowspan="2">更生施設</td><td>都市部</td><td>9,620,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>9,160,000</td></tr></table> (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。	施 設 の 種 類			救護施設	都市部	9,620,000	標準	9,160,000	更生施設	都市部	9,620,000	標準	9,160,000	別表2－2 (耐震化等整備を行う場合) 令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円) <table><tr><td colspan="3">施 設 の 種 類</td></tr><tr><td rowspan="2">救護施設</td><td>都市部</td><td>8,900,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>8,480,000</td></tr><tr><td rowspan="2">更生施設</td><td>都市部</td><td>8,900,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>8,480,000</td></tr></table> (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。	施 設 の 種 類			救護施設	都市部	8,900,000	標準	8,480,000	更生施設	都市部	8,900,000	標準	8,480,000
施 設 の 種 類																											
救護施設	都市部	9,620,000																									
	標準	9,160,000																									
更生施設	都市部	9,620,000																									
	標準	9,160,000																									
施 設 の 種 類																											
救護施設	都市部	8,900,000																									
	標準	8,480,000																									
更生施設	都市部	8,900,000																									
	標準	8,480,000																									

改 正 後	現 行																																																								
別表2－3 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合) 令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円) <table><tr><th colspan="2">施 設 の 種 類</th><th>下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県</th></tr><tr><td rowspan="2">救護施設</td><td>都市部</td><td>9,620,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>9,160,000</td></tr><tr><td rowspan="2">更生施設</td><td>都市部</td><td>9,620,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>9,160,000</td></tr><tr><td rowspan="2">授産施設</td><td>都市部</td><td>4,110,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>3,920,000</td></tr><tr><td rowspan="2">宿所提供施設</td><td>都市部</td><td>3,270,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>3,120,000</td></tr><tr><td rowspan="2">社会事業授産施設</td><td>都市部</td><td>4,110,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>3,920,000</td></tr></table> (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。	施 設 の 種 類		下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	救護施設	都市部	9,620,000	標準	9,160,000	更生施設	都市部	9,620,000	標準	9,160,000	授産施設	都市部	4,110,000	標準	3,920,000	宿所提供施設	都市部	3,270,000	標準	3,120,000	社会事業授産施設	都市部	4,110,000	標準	3,920,000	別表2－3 (南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合) 令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円) <table><tr><th colspan="2">施 設 の 種 類</th><th>下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県</th></tr><tr><td rowspan="2">救護施設</td><td>都市部</td><td>8,900,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>8,480,000</td></tr><tr><td rowspan="2">更生施設</td><td>都市部</td><td>8,900,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>8,480,000</td></tr><tr><td rowspan="2">授産施設</td><td>都市部</td><td>3,810,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>3,630,000</td></tr><tr><td rowspan="2">宿所提供施設</td><td>都市部</td><td>3,030,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>2,880,000</td></tr><tr><td rowspan="2">社会事業授産施設</td><td>都市部</td><td>3,810,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>3,630,000</td></tr></table> (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。	施 設 の 種 類		下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	救護施設	都市部	8,900,000	標準	8,480,000	更生施設	都市部	8,900,000	標準	8,480,000	授産施設	都市部	3,810,000	標準	3,630,000	宿所提供施設	都市部	3,030,000	標準	2,880,000	社会事業授産施設	都市部	3,810,000	標準	3,630,000
施 設 の 種 類		下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県																																																							
救護施設	都市部	9,620,000																																																							
	標準	9,160,000																																																							
更生施設	都市部	9,620,000																																																							
	標準	9,160,000																																																							
授産施設	都市部	4,110,000																																																							
	標準	3,920,000																																																							
宿所提供施設	都市部	3,270,000																																																							
	標準	3,120,000																																																							
社会事業授産施設	都市部	4,110,000																																																							
	標準	3,920,000																																																							
施 設 の 種 類		下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県																																																							
救護施設	都市部	8,900,000																																																							
	標準	8,480,000																																																							
更生施設	都市部	8,900,000																																																							
	標準	8,480,000																																																							
授産施設	都市部	3,810,000																																																							
	標準	3,630,000																																																							
宿所提供施設	都市部	3,030,000																																																							
	標準	2,880,000																																																							
社会事業授産施設	都市部	3,810,000																																																							
	標準	3,630,000																																																							

改 正 後				現 行			
別表2－4				別表2－4			
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)				(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)			
令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価				令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価			
(単位:円)				(単位:円)			
施 設 の 種 類				施 設 の 種 類			
救護施設	本体	都市部	7,800,000	救護施設	本体	都市部	7,230,000
		標準	7,440,000			標準	6,890,000
		初度設備加算				114,000	初度設備加算
	個室整備加算	都市部	545,000		個室整備加算	都市部	505,000
標準		520,000	標準	481,000			
(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。 3 木造施設の改築として行う場合に限る。 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。				(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。 3 木造施設の改築として行う場合に限る。 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。			

改 正 後	現 行																
別表2－5 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合) 令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円) <table><tr><td colspan="2">施 設 の 種 類</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">救護施設</td><td>都市部</td><td>10,690,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>10,180,000</td></tr></table> (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 木造施設の改築として行う場合に限る。	施 設 の 種 類			救護施設	都市部	10,690,000	標準	10,180,000	別表2－5 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合) 令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円) <table><tr><td colspan="2">施 設 の 種 類</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">救護施設</td><td>都市部</td><td>9,890,000</td></tr><tr><td>標準</td><td>9,420,000</td></tr></table> (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 木造施設の改築として行う場合に限る。	施 設 の 種 類			救護施設	都市部	9,890,000	標準	9,420,000
施 設 の 種 類																	
救護施設	都市部	10,690,000															
	標準	10,180,000															
施 設 の 種 類																	
救護施設	都市部	9,890,000															
	標準	9,420,000															

改				正				後				現				行			
別表3－1																			
令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価																			
														(単位:円)					
事業(施設)の種類										補助基準額									
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員	20人 以下	都市部	64,800,000					都市部	64,800,000								
				標準	61,700,000					標準	61,700,000								
		21人 ～ 40人	都市部	130,500,000					都市部	130,500,000									
			標準	124,400,000					標準	124,400,000									
		41人 ～ 60人	都市部	218,100,000					都市部	218,100,000									
			標準	207,800,000					標準	207,800,000									
		61人 ～ 80人	都市部	306,400,000					都市部	306,400,000									
			標準	291,900,000					標準	291,900,000									
		81人 ～100人	都市部	394,800,000					都市部	394,800,000									
			標準	376,100,000					標準	376,100,000									
		101人 ～120人	都市部	482,200,000					都市部	482,200,000									
			標準	459,300,000					標準	459,300,000									
		121人以上	都市部	570,800,000					都市部	570,800,000									
			標準	543,600,000					標準	543,600,000									
	施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員	20人 以下	都市部	52,200,000					都市部	52,200,000								
				標準	49,700,000					標準	49,700,000								
		21人 ～ 40人	都市部	105,300,000					都市部	105,300,000									
			標準	100,400,000					標準	100,400,000									
		41人 ～ 60人	都市部	176,200,000					都市部	176,200,000									
			標準	167,900,000					標準	167,900,000									
		61人 ～ 80人	都市部	248,400,000					都市部	248,400,000									
			標準	236,600,000					標準	236,600,000									
	81人 ～100人	都市部	319,100,000					都市部	319,100,000										
		標準	303,900,000					標準	303,900,000										
	101人 ～120人	都市部	391,200,000					都市部	391,200,000										
		標準	372,600,000					標準	372,600,000										
	121人以上	都市部	462,100,000					都市部	462,100,000										
		標準	440,100,000					標準	440,100,000										
就労・訓練事業等整備加算				都市部	49,900,000					都市部	49,900,000								
				標準	47,600,000					標準	47,600,000								
大規模生産設備等整備加算				都市部	164,600,000					都市部	164,600,000								
				標準	156,800,000					標準	156,800,000								
短期入所整備加算				都市部	13,500,000					都市部	13,500,000								
				標準	12,900,000					標準	12,900,000								
発達障害者支援センター整備加算				都市部	15,800,000					都市部	15,800,000								
				標準	15,000,000					標準	15,000,000								
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算				都市部	11,100,000					都市部	11,100,000								
				標準	10,600,000					標準	10,600,000								
居宅介護整備加算				都市部	7,500,000					都市部	7,500,000								
				標準	7,140,000					標準	7,140,000								
避難スペース整備加算				都市部	43,400,000					都市部	43,400,000								
				標準	41,400,000					標準	41,400,000								

別表3－1															
令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価															
														(単位:円)	
事業(施設)の種類										補助基準額					
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員	20人 以下	都市部	60,000,000					都市部	60,000,000				
				標準	57,100,000					標準	57,100,000				
		21人 ～ 40人	都市部	120,800,000					都市部	120,800,000					
			標準	115,100,000					標準	115,100,000					
		41人 ～ 60人	都市部	201,900,000					都市部	201,900,000					
			標準	192,300,000					標準	192,300,000					
		61人 ～ 80人	都市部	283,500,000					都市部	283,500,000					
			標準	270,000,000					標準	270,000,000					
		81人 ～100人	都市部	365,400,000					都市部	365,400,000					
			標準	348,000,000					標準	348,000,000					
		101人 ～120人	都市部	446,100,000					都市部	446,100,000					
			標準	424,900,000					標準	424,900,000					
		121人以上	都市部	528,000,000					都市部	528,000,000					
			標準	502,900,000					標準	502,900,000					
	施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員	20人 以下	都市部	48,300,000					都市部	48,300,000				
				標準	46,000,000					標準	46,000,000				
		21人 ～ 40人	都市部	97,500,000					都市部	97,500,000					
			標準	92,900,000					標準	92,900,000					
		41人 ～ 60人	都市部	163,100,000					都市部	163,100,000					
			標準	155,400,000					標準	155,400,000					
		61人 ～ 80人	都市部	229,800,000					都市部	229,800,000					
			標準	218,900,000					標準	218,900,000					
	81人 ～100人	都市部	295,200,000					都市部	295,200,000						
		標準	281,200,000					標準	281,200,000						
	101人 ～120人	都市部	361,800,000					都市部	361,800,000						
		標準	344,700,000					標準	344,700,000						
	121人以上	都市部	427,500,000					都市部	427,500,000						
		標準	407,200,000					標準	407,200,000						
就労・訓練事業等整備加算				都市部	46,200,000					都市部	46,200,000				
				標準	44,100,000					標準	44,100,000				
大規模生産設備等整備加算				都市部	152,300,000					都市部	152,300,000				
				標準	145,100,000					標準	145,100,000				
短期入所整備加算				都市部	12,600,000					都市部	12,600,000				
				標準	12,000,000					標準	12,000,000				
発達障害者支援センター整備加算				都市部	14,600,000					都市部	14,600,000				
				標準	13,900,000					標準	13,900,000				
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算				都市部	10,300,000					都市部	10,300,000				
				標準	9,900,000					標準	9,900,000				
居宅介護整備加算				都市部	6,940,000					都市部	6,940,000				
				標準	6,610,000					標準	6,610,000				
避難スペース整備加算				都市部	40,200,000					都市部	40,200,000				
				標準	38,300,000					標準	38,300,000				

改 正 後				現 行					
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	117,900,000	療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	109,100,000
			標準	112,300,000				標準	103,900,000
		21人 ～ 40人	都市部	236,900,000			21人 ～ 40人	都市部	219,200,000
			標準	225,600,000				標準	208,800,000
		41人 ～ 60人	都市部	394,800,000			41人 ～ 60人	都市部	365,200,000
			標準	376,000,000				標準	347,900,000
		61人 ～ 80人	都市部	555,600,000			61人 ～ 80人	都市部	514,100,000
			標準	529,200,000				標準	489,600,000
		81人 ～100人	都市部	715,100,000			81人 ～100人	都市部	661,500,000
			標準	681,000,000				標準	630,000,000
		101人 ～120人	都市部	874,200,000			101人 ～120人	都市部	808,800,000
			標準	832,600,000				標準	770,300,000
		121人以上	都市部	1,033,600,000			121人以上	都市部	956,200,000
			標準	984,400,000				標準	910,700,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	49,900,000		就労・訓練事業等整備加算		都市部	46,200,000
			標準	47,600,000				標準	44,100,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	164,600,000		大規模生産設備等整備加算		都市部	152,300,000
			標準	156,800,000				標準	145,100,000
	短期入所整備加算		都市部	13,500,000		短期入所整備加算		都市部	12,600,000
			標準	12,900,000				標準	12,000,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,800,000	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,600,000		
		標準	15,000,000			標準	13,900,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	11,100,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	10,300,000		
		標準	10,600,000			標準	9,900,000		
居宅介護整備加算		都市部	7,500,000	居宅介護整備加算		都市部	6,940,000		
		標準	7,140,000			標準	6,610,000		
避難スペース整備加算		都市部	43,400,000	避難スペース整備加算		都市部	40,200,000		
		標準	41,400,000			標準	38,300,000		
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	30,700,000	共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	28,500,000
			標準	29,300,000				標準	27,100,000
		短期入所整備加算	都市部	13,500,000			短期入所整備加算	都市部	12,600,000
			標準	12,900,000				標準	12,000,000
		エレベーター等設置整備加算	都市部	2,430,000			エレベーター等設置整備加算	都市部	2,250,000
			標準	2,320,000				標準	2,150,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	11,100,000		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	10,300,000
			標準	10,600,000				標準	9,900,000
	居宅介護整備加算		都市部	7,500,000		居宅介護整備加算		都市部	6,940,000
			標準	7,140,000				標準	6,610,000
	避難スペース整備加算		都市部	43,400,000		避難スペース整備加算		都市部	40,200,000
			標準	41,400,000				標準	38,300,000

改 正 後			現 行		
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	32,400,000	増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	30,000,000
	標準	30,900,000		標準	28,600,000
短期入所(短期入所のみの整備の場合)	都市部	16,400,000	短期入所(短期入所のみの整備の場合)	都市部	15,200,000
	標準	15,600,000		標準	14,500,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみの整備の場合)	都市部	11,100,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみの整備の場合)	都市部	10,300,000
	標準	10,600,000		標準	9,900,000
居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)	都市部	7,500,000	居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)	都市部	6,940,000
	標準	7,140,000		標準	6,610,000
避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	都市部	43,400,000	避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	都市部	40,200,000
	標準	41,400,000		標準	38,300,000
補装具製作施設	都市部	16,400,000	補装具製作施設	都市部	15,200,000
	標準	15,600,000		標準	14,500,000
盲導犬訓練施設	都市部	204,100,000	盲導犬訓練施設	都市部	188,800,000
	標準	194,400,000		標準	179,900,000
点字図書館	都市部	56,000,000	点字図書館	都市部	51,800,000
	標準	53,400,000		標準	49,400,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	75,600,000	聴覚障害者情報提供施設	都市部	69,900,000
	標準	72,000,000		標準	66,600,000
(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 特別豪雪地 並 に所在する場合は、都市部単価を適用すること。 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみ を行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中 活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)＋本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)			(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 特別豪雪地 域 に所在する場合は、都市部単価を適用すること。 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみ を行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中 活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)＋本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)		
4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期 入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。			4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期 入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。		

改

正

後

現

行

別表3-2

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

(耐震化等整備を行う場合)

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員	40人 以下	都市部	173,600,000
				標準	165,300,000
		41人 ~ 60人	都市部	289,400,000	
			標準	275,700,000	
		61人 ~ 80人	都市部	406,700,000	
			標準	387,300,000	
		81人 ~ 100人	都市部	524,000,000	
			標準	499,100,000	
		101人 ~ 120人	都市部	640,100,000	
			標準	609,600,000	
		121人 ~	都市部	757,200,000	
			標準	721,200,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員	40人 以下	都市部	140,000,000
				標準	133,400,000
		41人 ~ 60人	都市部	234,000,000	
			標準	222,900,000	
		61人 ~ 80人	都市部	329,400,000	
			標準	313,700,000	
		81人 ~ 100人	都市部	423,300,000	
			標準	403,200,000	
101人 ~ 120人	都市部	519,100,000			
	標準	494,400,000			
121人 ~	都市部	612,900,000			
	標準	583,700,000			
就労・訓練事業等整備加算				都市部	66,300,000
				標準	63,200,000
短期入所整備加算				都市部	14,900,000
				標準	14,200,000
発達障害者支援センター整備加算				都市部	20,700,000
				標準	19,700,000

事業(施設)の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員	40人 以下	都市部	160,600,000
				標準	153,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	267,800,000	
			標準	255,000,000	
		61人 ~ 80人	都市部	376,200,000	
			標準	358,300,000	
		81人 ~ 100人	都市部	484,800,000	
			標準	461,700,000	
		101人 ~ 120人	都市部	592,200,000	
			標準	564,000,000	
		121人 ~	都市部	700,500,000	
			標準	667,200,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員	40人 以下	都市部	129,600,000
				標準	123,400,000
		41人 ~ 60人	都市部	216,500,000	
			標準	206,200,000	
		61人 ~ 80人	都市部	304,700,000	
			標準	290,200,000	
		81人 ~ 100人	都市部	391,600,000	
			標準	373,000,000	
101人 ~ 120人	都市部	480,200,000			
	標準	457,400,000			
121人 ~	都市部	567,000,000			
	標準	540,000,000			
就労・訓練事業等整備加算				都市部	61,400,000
				標準	58,500,000
短期入所整備加算				都市部	13,800,000
				標準	13,200,000
発達障害者支援センター整備加算				都市部	19,200,000
				標準	18,300,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地~~帯~~に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地~~域~~に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

改正後

別表3-3

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)
令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	173,600,000	
			標準	165,300,000	
		41人 ~ 60人	都市部	289,300,000	
			標準	275,600,000	
		61人 ~ 80人	都市部	406,700,000	
			標準	387,300,000	
		81人 ~ 100人	都市部	523,800,000	
			標準	498,900,000	
		101人 ~ 120人	都市部	640,000,000	
			標準	609,600,000	
		121人 ~	都市部	757,000,000	
			標準	721,000,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	139,900,000	
			標準	133,300,000	
		41人 ~ 60人	都市部	233,900,000	
			標準	222,800,000	
		61人 ~ 80人	都市部	329,300,000	
			標準	313,600,000	
		81人 ~ 100人	都市部	423,300,000	
			標準	403,200,000	
		101人 ~ 120人	都市部	518,700,000	
			標準	494,100,000	
		121人 ~	都市部	612,700,000	
			標準	583,500,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部	66,200,000	
			標準	63,000,000	
短期入所整備加算			都市部	14,900,000	
			標準	14,200,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	20,700,000	
			標準	19,700,000	

現行

別表3-3

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)
令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類				補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	160,600,000	
			標準	153,000,000	
		41人 ~ 60人	都市部	267,700,000	
			標準	255,000,000	
		61人 ~ 80人	都市部	376,200,000	
			標準	358,300,000	
		81人 ~ 100人	都市部	484,600,000	
			標準	461,600,000	
		101人 ~ 120人	都市部	592,000,000	
			標準	563,900,000	
		121人 ~	都市部	700,300,000	
			標準	667,000,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	129,500,000	
			標準	123,300,000	
		41人 ~ 60人	都市部	216,400,000	
			標準	206,100,000	
		61人 ~ 80人	都市部	304,600,000	
			標準	290,100,000	
		81人 ~ 100人	都市部	391,600,000	
			標準	373,000,000	
		101人 ~ 120人	都市部	479,900,000	
			標準	457,100,000	
		121人 ~	都市部	566,700,000	
			標準	539,800,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部	61,200,000	
			標準	58,300,000	
短期入所整備加算			都市部	13,800,000	
			標準	13,200,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	19,200,000	
			標準	18,300,000	

改					正					後					現					行												
療養介護	本体	利用定員	40人以下	都市部	315,000,000	標準	300,000,000	41人～60人	都市部	525,400,000	標準	500,400,000	61人～80人	都市部	738,500,000	標準	703,400,000	81人～100人	都市部	950,500,000	標準	905,300,000	101人～120人	都市部	1,162,700,000	標準	1,107,300,000	121人以上	都市部	1,374,300,000	標準	1,308,900,000
				就労・訓練事業等整備加算	都市部	66,000,000	標準		62,900,000	短期入所整備加算	都市部	18,000,000		標準	17,200,000	発達障害者支援センター整備加算	都市部		20,700,000	標準	19,700,000											
		共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	41,200,000	標準	39,300,000	短期入所整備加算	都市部	18,000,000	標準	17,200,000																			

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地並に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

療養介護	本体	利用定員	40人以下	都市部	291,400,000	標準	277,500,000	41人～60人	都市部	486,000,000	標準	462,900,000	61人～80人	都市部	683,200,000	標準	650,700,000	81人～100人	都市部	879,300,000	標準	837,500,000	101人～120人	都市部	1,075,500,000	標準	1,024,400,000	121人以上	都市部	1,271,400,000	標準	1,210,800,000
				就労・訓練事業等整備加算	都市部	61,100,000	標準		58,200,000	短期入所整備加算	都市部	16,700,000		標準	15,900,000	発達障害者支援センター整備加算	都市部		19,200,000	標準	18,300,000											
		共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	38,100,000	標準	36,300,000	短期入所整備加算	都市部	16,700,000	標準	15,900,000																			

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

改 正 後					現 行				
別表3-4 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合) 令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)					別表3-4 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合) 令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類				補助基準額	事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	72,000,000	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	66,600,000
			標準	68,500,000				標準	63,500,000
		21人 ~ 40人	都市部	145,000,000			21人 ~ 40人	都市部	134,200,000
			標準	138,200,000				標準	127,900,000
		41人 ~ 60人	都市部	242,400,000			41人 ~ 60人	都市部	224,300,000
			標準	230,900,000				標準	213,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	340,500,000			61人 ~ 80人	都市部	315,000,000
			標準	324,300,000				標準	300,000,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	81人 ~ 100人	都市部	438,700,000		施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	81人 ~ 100人	都市部	406,000,000
			標準	417,900,000				標準	386,600,000
		101人 ~ 120人	都市部	535,800,000			101人 ~ 120人	都市部	495,700,000
			標準	510,300,000				標準	472,100,000
		121人以上	都市部	634,200,000			121人以上	都市部	586,700,000
			標準	604,000,000				標準	558,800,000
		利用定員 20人 以下	都市部	58,000,000			利用定員 20人 以下	都市部	53,600,000
			標準	55,200,000				標準	51,100,000
		21人 ~ 40人	都市部	117,000,000			21人 ~ 40人	都市部	108,300,000
			標準	111,500,000				標準	103,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	195,800,000			41人 ~ 60人	都市部	181,200,000
			標準	186,500,000				標準	172,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	276,000,000			61人 ~ 80人	都市部	255,300,000
			標準	262,900,000				標準	243,200,000
		81人 ~ 100人	都市部	354,500,000			81人 ~ 100人	都市部	328,000,000
			標準	337,700,000				標準	312,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	434,600,000			101人 ~ 120人	都市部	402,000,000
			標準	414,000,000				標準	383,000,000
		121人以上	都市部	513,500,000			121人以上	都市部	475,000,000
			標準	489,000,000				標準	452,500,000

改 正 後				現 行			
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	55,500,000	就労・訓練事業等整備加算	都市部	51,400,000	
		標準	52,900,000		標準	49,000,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	182,900,000	大規模生産設備等整備加算	都市部	169,200,000	
		標準	174,200,000		標準	161,200,000	
	短期入所整備加算	都市部	15,000,000	短期入所整備加算	都市部	14,000,000	
		標準	14,300,000		標準	13,300,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,500,000	発達障害者支援センター整備加算	都市部	16,200,000	
		標準	16,700,000		標準	15,500,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,400,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	11,500,000		
	標準	11,800,000		標準	11,000,000		
居宅介護整備加算	都市部	8,330,000	居宅介護整備加算	都市部	7,710,000		
	標準	7,940,000		標準	7,350,000		
避難スペース整備加算	都市部	48,200,000	避難スペース整備加算	都市部	44,600,000		
	標準	46,000,000		標準	42,500,000		
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	36,000,000	増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	33,400,000		
	標準	34,300,000		標準	31,800,000		
補装具製作施設	都市部	18,200,000	補装具製作施設	都市部	16,900,000		
	標準	17,400,000		標準	16,100,000		
点字図書館	都市部	62,200,000	点字図書館	都市部	57,500,000		
	標準	59,300,000		標準	54,900,000		
聴覚障害者情報提供施設	都市部	84,000,000	聴覚障害者情報提供施設	都市部	77,700,000		
	標準	80,000,000		標準	74,000,000		

（注）1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地並に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

	就労・訓練事業等整備加算	都市部	51,400,000
		標準	49,000,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部	169,200,000
		標準	161,200,000
	短期入所整備加算	都市部	14,000,000
		標準	13,300,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	16,200,000
		標準	15,500,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	11,500,000
		標準	11,000,000
	居宅介護整備加算	都市部	7,710,000
		標準	7,350,000
	避難スペース整備加算	都市部	44,600,000
		標準	42,500,000
	増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	33,400,000
		標準	31,800,000
	補装具製作施設	都市部	16,900,000
		標準	16,100,000
	点字図書館	都市部	57,500,000
		標準	54,900,000
	聴覚障害者情報提供施設	都市部	77,700,000
		標準	74,000,000

（注）1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-5

改 正 後

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部 192,900,000
			標準 183,700,000
		41人 ~ 60人	都市部 321,500,000
			標準 306,300,000
		61人 ~ 80人	都市部 451,900,000
			標準 430,400,000
		81人 ~ 100人	都市部 582,200,000
			標準 554,500,000
		101人 ~ 120人	都市部 711,200,000
			標準 677,400,000
		121人 ~	都市部 841,300,000
			標準 801,300,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部 155,500,000
			標準 148,200,000
		41人 ~ 60人	都市部 260,000,000
			標準 247,600,000
		61人 ~ 80人	都市部 366,000,000
			標準 348,500,000
		81人 ~ 100人	都市部 470,300,000
			標準 448,000,000
		101人 ~ 120人	都市部 576,800,000
			標準 549,400,000
		121人 ~	都市部 681,000,000
			標準 648,500,000
就労・訓練事業等整備加算	都市部 73,700,000		
	標準 70,200,000		
短期入所整備加算	都市部 16,500,000		
	標準 15,800,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部 23,000,000		
	標準 21,900,000		

別表3-5

現行

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部 178,500,000
			標準 170,000,000
		41人 ~ 60人	都市部 297,500,000
			標準 283,400,000
		61人 ~ 80人	都市部 418,000,000
			標準 398,100,000
		81人 ~ 100人	都市部 538,600,000
			標準 513,000,000
		101人 ~ 120人	都市部 658,000,000
			標準 626,600,000
		121人 ~	都市部 778,300,000
			標準 741,300,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部 144,000,000
			標準 137,100,000
		41人 ~ 60人	都市部 240,500,000
			標準 229,100,000
		61人 ~ 80人	都市部 338,500,000
			標準 322,500,000
		81人 ~ 100人	都市部 435,100,000
			標準 414,500,000
		101人 ~ 120人	都市部 533,500,000
			標準 508,200,000
		121人 ~	都市部 630,000,000
			標準 600,000,000
就労・訓練事業等整備加算		都市部 68,200,000	
		標準 65,000,000	
短期入所整備加算		都市部 15,300,000	
		標準 14,600,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部 21,300,000	
		標準 20,300,000	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地~~地~~に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地~~域~~に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後				
別表3－6				
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)				
令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	72,000,000
			標準	68,500,000
		21人 ～ 40人	都市部	145,000,000
			標準	138,200,000
		41人 ～ 60人	都市部	242,400,000
			標準	230,900,000
		61人 ～ 80人	都市部	340,500,000
			標準	324,300,000
		81人 ～ 100人	都市部	438,700,000
			標準	417,900,000
		101人 ～ 120人	都市部	535,800,000
			標準	510,300,000
		121人 以上	都市部	634,200,000
			標準	604,000,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	58,000,000
			標準	55,200,000
		21人 ～ 40人	都市部	117,000,000
			標準	111,500,000
		41人 ～ 60人	都市部	195,800,000
			標準	186,500,000
		61人 ～ 80人	都市部	276,000,000
			標準	262,900,000
	就労・訓練事業等整備加算	81人 ～ 100人	都市部	354,500,000
			標準	337,700,000
		101人 ～ 120人	都市部	434,600,000
			標準	414,000,000
		121人 以上	都市部	513,500,000
			標準	489,000,000
			都市部	55,500,000
			標準	52,900,000

現 行				
別表3－6				
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)				
令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類				補助基準額
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人 以下	都市部	66,600,000
			標準	63,500,000
		21人 ～ 40人	都市部	134,200,000
			標準	127,900,000
		41人 ～ 60人	都市部	224,300,000
			標準	213,600,000
		61人 ～ 80人	都市部	315,000,000
			標準	300,000,000
		81人 ～ 100人	都市部	406,000,000
			標準	386,600,000
		101人 ～ 120人	都市部	495,700,000
			標準	472,100,000
		121人 以上	都市部	586,700,000
			標準	558,800,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人 以下	都市部	53,600,000
			標準	51,100,000
		21人 ～ 40人	都市部	108,300,000
			標準	103,200,000
		41人 ～ 60人	都市部	181,200,000
			標準	172,600,000
		61人 ～ 80人	都市部	255,300,000
			標準	243,200,000
	就労・訓練事業等整備加算	81人 ～ 100人	都市部	328,000,000
			標準	312,500,000
		101人 ～ 120人	都市部	402,000,000
			標準	383,000,000
		121人 以上	都市部	475,000,000
			標準	452,500,000
			都市部	51,400,000
			標準	49,000,000

改 正 後				現 行			
	大規模生産設備等整備加算	都市部	182,900,000		大規模生産設備等整備加算	都市部	169,200,000
		標準	174,200,000			標準	161,200,000
	短期入所整備加算	都市部	15,000,000		短期入所整備加算	都市部	14,000,000
		標準	14,300,000			標準	13,300,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,500,000		発達障害者支援センター整備加算	都市部	16,200,000
		標準	16,700,000			標準	15,500,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,400,000		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	11,500,000
		標準	11,800,000			標準	11,000,000
	居宅介護整備加算	都市部	8,330,000		居宅介護整備加算	都市部	7,710,000
		標準	7,940,000			標準	7,350,000
	避難スペース整備加算	都市部	48,200,000		避難スペース整備加算	都市部	44,600,000
		標準	46,000,000			標準	42,500,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。	(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 特別豪雪地 並 に所在する場合は、都市部単価を適用すること。	2 特別豪雪地 域 に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）	3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。	4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
5 木造施設の改築として行う場合に限る。	5 木造施設の改築として行う場合に限る。

改正後

別表3-7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	192,900,000
			標準	183,700,000
		41人 ~ 60人	都市部	321,500,000
			標準	306,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	451,900,000
			標準	430,400,000
		81人 ~ 100人	都市部	582,200,000
			標準	554,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	711,200,000
			標準	677,400,000
		121人 以上	都市部	841,300,000
			標準	801,300,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	155,500,000
			標準	148,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	260,000,000
			標準	247,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	366,000,000
			標準	348,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	470,300,000
			標準	448,000,000
		101人 ~ 120人	都市部	576,800,000
			標準	549,400,000
		121人 以上	都市部	681,000,000
			標準	648,500,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	73,700,000	
		標準	70,200,000	
	短期入所整備加算	都市部	16,500,000	
		標準	15,800,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	23,000,000	
		標準	21,900,000	

現行

行

別表3-7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	178,500,000
			標準	170,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	297,500,000
			標準	283,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	418,000,000
			標準	398,100,000
		81人 ~ 100人	都市部	538,600,000
			標準	513,000,000
		101人 ~ 120人	都市部	658,000,000
			標準	626,600,000
		121人 以上	都市部	778,300,000
			標準	741,300,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	144,000,000
			標準	137,100,000
		41人 ~ 60人	都市部	240,500,000
			標準	229,100,000
		61人 ~ 80人	都市部	338,500,000
			標準	322,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	435,100,000
			標準	414,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	533,500,000
			標準	508,200,000
		121人 以上	都市部	630,000,000
			標準	600,000,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	68,200,000
			標準	65,000,000
	短期入所整備加算		都市部	15,300,000
			標準	14,600,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	21,300,000
			標準	20,300,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地~~並~~に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地~~域~~に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置整備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

改正後

別表4－1

令和6年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1世帯当たり	3,337,000
	初度設備加算	1世帯当たり	66,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	20,685,000
	保育室整備加算	1人当たり	878,000
	学習室整備加算	1人当たり	878,000
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	5,247,000
	初度設備加算	1世帯当たり	66,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	20,685,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	7,871,000
	初度設備加算	1世帯当たり	99,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	31,028,000

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。

現行

別表4－1

令和5年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
婦人相談所一時保護所	本体	1世帯当たり	3,087,000
	初度設備加算	1世帯当たり	61,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135,000
	保育室整備加算	1人当たり	813,000
	学習室整備加算	1人当たり	813,000
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	4,854,000
	初度設備加算	1世帯当たり	61,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	7,281,000
	初度設備加算	1世帯当たり	92,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	28,703,000

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
3 婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。

改 正 後			現 行		
別表4－2			別表4－2		
令和6年度補助基準単価		(単位:円)	令和5年度補助基準単価		(単位:円)
(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)			(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)		
(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)			(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)		
施 設 の 種 類		単位	施 設 の 種 類		単位
女性相談支援センター		1世帯当たり	婦人相談所一時保護所		1世帯当たり
一時保護所		1世帯当たり	一時保護所		1世帯当たり
初度設備加算		1施設当たり	初度設備加算		1施設当たり
心理療法室整備加算		1人当たり	心理療法室整備加算		1人当たり
保育室整備加算		1人当たり	保育室整備加算		1人当たり
学習室整備加算		1人当たり	学習室整備加算		1人当たり
女性自立支援施設		1世帯当たり	婦人保護施設		1世帯当たり
一時保護所		1世帯当たり	一時保護所		1世帯当たり
初度設備加算		1施設当たり	初度設備加算		1施設当たり
心理療法室整備加算		1人当たり	心理療法室整備加算		1人当たり

改 正 後				改 正 後			
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)				(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)			
施 設 の 種 類		単 位	補 助 基 準 額	施 設 の 種 類		単 位	補 助 基 準 額
女性自立支援施設	本体	1 世 帯 当 たり	10,389,000	婦人保護施設	本体	1 世 帯 当 たり	9,611,000
	初度設備加算	1 世 帯 当 たり	131,000		初度設備加算	1 世 帯 当 たり	120,000
	心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	40,956,000		心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	37,887,000
(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て) 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。 3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。				(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て) 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。 3 婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。			

改 正 後				現 行			
別表4－3				別表4－3			
令和6年度補助基準単価				令和5年度補助基準単価			
(単位:円)				(単位:円)			
(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)				(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)			
施 設 の 種 類		単 位	補助基準額	施 設 の 種 類		単 位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	地域交流スペース	1 施設当たり	15,832,000	婦人相談所一時保護所	地域交流スペース	1 施設当たり	14,645,000
	初度設備加算	1 施設当たり	861,000		初度設備加算	1 施設当たり	796,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1 施設当たり	21,105,000		地域交流スペース(防災拠点型)	1 施設当たり	19,523,000
	初度設備加算	1 施設当たり	2,250,000		初度設備加算	1 施設当たり	2,082,000
	余裕教室活用促進事業	1 施設当たり	21,105,000		余裕教室活用促進事業	1 施設当たり	19,523,000
	初度設備加算	1 施設当たり	3,757,000		初度設備加算	1 施設当たり	3,475,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1 施設当たり	10,151,000		特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1 施設当たり	9,339,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1 施設当たり	13,399,000		特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1 施設当たり	12,395,000
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	1 施設当たり	40,873,000	婦人保護施設	積雪寒冷地域体育施設	1 施設当たり	37,810,000
	地域交流スペース	1 施設当たり	15,832,000		地域交流スペース	1 施設当たり	14,645,000
	初度設備加算	1 施設当たり	861,000		初度設備加算	1 施設当たり	796,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1 施設当たり	21,105,000		地域交流スペース(防災拠点型)	1 施設当たり	19,523,000
	初度設備加算	1 施設当たり	2,250,000		初度設備加算	1 施設当たり	2,082,000
	余裕教室活用促進事業	1 施設当たり	21,105,000		余裕教室活用促進事業	1 施設当たり	19,523,000
	初度設備加算	1 施設当たり	3,757,000		初度設備加算	1 施設当たり	3,475,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1 施設当たり	10,151,000		特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1 施設当たり	9,339,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1 施設当たり	13,399,000		特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1 施設当たり	12,395,000

改 正 後				改 正 後			
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)				(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)			
施 設 の 種 類		単 位	補助基準額	施 設 の 種 類		単 位	補助基準額
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	1 施設 当 たり	61,310,000	婦人保護施設	積雪寒冷地域体育施設	1 施設 当 たり	56,715,000
	地域交流スペース	1 施設 当 たり	23,748,000		地域交流スペース	1 施設 当 たり	21,968,000
	初度設備加算	1 施設 当 たり	1,292,000		初度設備加算	1 施設 当 たり	1,194,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1 施設 当 たり	31,658,000		地域交流スペース(防災拠点型)	1 施設 当 たり	29,285,000
	初度設備加算	1 施設 当 たり	3,375,000		初度設備加算	1 施設 当 たり	3,123,000
	余裕教室活用促進事業	1 施設 当 たり	31,658,000		余裕教室活用促進事業	1 施設 当 たり	29,285,000
	初度設備加算	1 施設 当 たり	5,636,000		初度設備加算	1 施設 当 たり	5,213,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1 施設 当 たり	15,227,000		特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1 施設 当 たり	14,009,000
		特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	20,099,000			特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	18,593,000
(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て) 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。				(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て) 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。			

改 正 後				現 行			
別表4－4				別表4－4			
令和6年度補助基準単価		(単位:円)		令和5年度補助基準単価		(単位:円)	
(耐震化整備事業)				(耐震化整備事業)			
(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)				(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)			
施 設 の 種 類		単 位	補助基準額	施 設 の 種 類		単 位	補助基準額
女性相談支援センター一時保護所	本体	1世帯当たり	5,922,000	婦人相談所一時保護所	本体	1世帯当たり	5,478,000
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	7,960,000	婦人保護施設	本体	1世帯当たり	7,364,000
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)				(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)			
施 設 の 種 類		単 位	補助基準額	施 設 の 種 類		単 位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	11,940,000	婦人保護施設	本体	1世帯当たり	11,046,000
(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)				(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)			

改 正 後			
別表4－5			
令和6年度補助基準単価		(単位:円)	
(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)			
施 設 の 種 類		単 位	補助基準額
女性相談支援センター一時保護所	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当 た り	7,000
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当 た り	7,000
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)			
施 設 の 種 類		単 位	補助基準額
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当 た り	11,000
※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る			

現 行			
別表4－5			
令和5年度補助基準単価		(単位:円)	
(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)			
施 設 の 種 類		単 位	補助基準額
婦人相談所一時保護所	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当 た り	7,000
婦人保護施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当 た り	7,000
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)			
施 設 の 種 類		単 位	補助基準額
婦人保護施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m ² 当 た り	11,000
※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る			

改 正 後	現 行
別表 5 (略)	別表 5 (略)

改 正 後	現 行
別紙 1 ～別紙 1 別紙（ 1 ）（略）	別紙 1 ～別紙 1 別紙（ 1 ）（略）

改 正 後	現 行
別紙 1 (2) 施設整備申請額内訳 (障害者関係施設) (略)	別紙 1 (2) 施設整備申請額内訳 (障害者関係施設) (略)

[illegible]

[illegible]

改 正 後	現 行
別紙 1 別紙（3）～別紙 2 別紙（1）（略）	別紙 1 別紙（3）～別紙 2 別紙（1）（略）

改 正 後	現 行
別紙 2 (2) 施設整備精算額内訳 (障害者関係施設) (略)	別紙 2 (2) 施設整備精算額内訳 (障害者関係施設) (略)

51

改正後	現行
別紙２（３）～別紙８（略）	別紙２（３）～別紙８（略）